

12月10日から16日までは

北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

○ 実施期間

12月10日(水)から12月16日(火)までの1週間

○ 実施目的

国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による
人権侵害問題についての関心と認識を深めることを
目的とする。



拉致問題その他北朝鮮当局による
人権侵害問題への対処に関する法律

第4条は、「国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による
人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、毎年
12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とし、国及び地方公共団体は、同週間の趣旨に
ふさわしい事業の実施に努めるもの」と規定しています。



北朝鮮当局による
人権侵害問題に対する
認識を深めましょう